

令和3年最低賃金に関する基礎調査の集計誤りについて

鹿児島労働局労働基準部賃金室

1 概要

「令和3年最低賃金に関する基礎調査」について、7月21日の第2回鹿児島地方最低賃金審議会、8月13日の第1回運営小委員会及び8月24日の第4回鹿児島地方最低賃金審議会に資料提出した集計結果に誤りがあることが判明した。

集計結果の訂正内容については資料番号2以降のとおり。

2 誤りが発生した原因

本省から提供された集計用アクセスファイルに、

- ① 回答データに不備があった場合にデータ修正しても「時間当たり賃金額」が自動的に再計算されないとの不便な仕様
- ② 特定の操作をすると「1日の所定労働時間数」が正しい数値の約10分の1に自動修正されるバグ

があったことによる。

本省からは、6月16日にこれらのバグ等に対応するための方法がメールにて通知されていたため当局においてもこれを実施したが、上記のようなバグ等の具体的な内容や対処法の実施タイミングが明確に示されていなかったことから、対処法は最終的な集計結果を出力する直前に実施すべきものであるところ、誤ったタイミングで対処法を実施したため、結果として集計誤りが生じたもの。

3. 再発防止策

〔本省〕

- 集計用アクセスファイルを改修してバグを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう、アクセスファイル全体にわたる改修を令和4年調査までに行う。
- 集計用アクセスファイルの改修は今年度中速やかに行い、バグ等が早期に見発見できるよう納品物のチェックを行う期間を十分に設ける。また、大きな変更が伴う改修については複数の職員でより念入りにチェックする。
- 労働局に対してイレギュラーな作業指示等を行う際は、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックも受け、指示内容が分かりやすいものとする。その際、いつ・誰が・何のためにする作業であるか（5W1H）が明らかとなるようにする。
- 万が一、翌年以降においても、集計誤りにつながりかねない重大なシステムの不具合等が調査実施中に見つかったときは、メール連絡で済ませるのではなく、全国会議の場でも具体的な指示・説明を行う。

〔労働局〕

- 過年度の結果表と見比べる等し、異常値等がないか複数の職員で確認する。